



協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

## 退職したら・扶養から外れたら

# 健康保険証は使用することができません！

加入者の皆様が退職等の理由で健康保険の資格を失うと（「資格喪失」といいます）、健康保険証は使用することができなくなりますが、資格喪失後も健康保険証を返却せずに医療機関を受診してしまう事例が発生しております。

無効となった健康保険証を誤って使用することがないように、従業員やそのご家族の方（被扶養者の方）が健康保険の資格を喪失される場合は、**事業主様が健康保険証を回収していただき、年金事務所に提出する被保険者資格喪失届、被扶養者（異動）届に添付していただきますようご協力をお願いいたします。**また、受診中の医療機関には、資格喪失した旨を申し出いただきますようご協力をお願いいたします。

## 健康保険が使用できなくなる日（資格喪失日）とは？

### ■お勤めされている方（被保険者）

- ・退職日の翌日
- ・75歳の誕生日
- ・被保険者でなくなった日  
(雇用形態の変更等)
- ・死亡した日の翌日

### ■ご家族の方（被扶養者）

- ・被保険者の資格喪失日
- ・75歳の誕生日
- ・死亡した日の翌日
- ・就職等により新たに健康保険に加入した日
- ・一定の収入を超え被扶養者でなくなった日



## 資格喪失後の健康保険証について、 このような間違いが多くあります

- ・月の途中で資格喪失した場合は、保険証は月末までは使用できる？
- ・新しい保険証が届くまでは、退職した会社の保険証は使用できる？
- ・退職した会社の保険証を病院で提示したら、何も言われなかったから使用できる？
- ・現在治療中の病気は、会社を退職後も古い保険証は引き続き使用できる？

**ご注意ください！！**

**全て資格喪失後は使用することができません。**



## Information

## 年末年始 業務のご案内



協会けんぽの年末年始の業務は下記のとおりです。  
年末年始は書類の提出が集中するため、通常よりも審査が遅れる場合がございます。

できるだけお早めに書類のご提出等のお手続きをお願いいたします。

**年末 12月28日(金)まで**

**年始 1月4日(金)から**

# 休日や時間外の受診は極力控えましょう

上手な医療のかかり方で医療費を節約！

## 休日や時間外の受診は診療費が割増になります

休日や夜間に医療機関を受診すると診療費に加算がつきます<sup>(※)</sup>。医療費の約7割は皆様からの保険料でまかなわれている大切な資源です。

(※) 診療時間内であっても、早朝や夜間料金が加算されることがあります。



## 医療機関の混雑等をまねきます

急病の場合はやむを得ませんが、平日や日中は忙しいからという理由での受診はもちろんのことですが、軽症の場合であっても休日や時間外の受診は医療機関の混雑をまねき、急病の患者が適切な治療を受けることができなくなります。また、医療従事者の負担にもつながり、地域の医療提供体制に悪影響を与える可能性も懸念されます。

## 休日や時間外に受診を迷った場合は

以下の**専用ダイヤル**をご利用ください！！

### 子ども医療電話相談

# #8000

【平日・休日】 19:00～翌朝6:00

全国どこでも小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

#### 提供情報

- 病状の緊急性と対応
- 保健相談
- 有用な情報源の紹介など



### 救急安心電話相談

# #7009

【平日・土曜】 18:00～23:00  
【日曜・祝日】 9:00～23:00

急な病気やけがの際、救急車を呼ぶべきか、すぐ病院を受診すべきか、専門家からアドバイスを受けられます。

#### 提供情報

- 病状の緊急性と対応
- 受診の必要性
- 適切な医療機関の紹介など

## 協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口(1月の開設日)

### 木更津・船橋年金事務所出張窓口

(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

平成31年1月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
3	4	5	6	7	8	9

### 市川年金事務所出張窓口

(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)  
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

平成31年1月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
3	4	5	6	7	8	

### 協会けんぽ年金事務所 出張窓口 開設時間

AM 8:30～12:00  
PM 13:00～17:15  
※12:00～13:00は不在となります

■ : 開設日



お問い合わせの際に間違い電話となり、多大なご迷惑を被っている方がいらっしゃいます。電話番号をよくお確かめのうえ、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。

※戸戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)まで開設しております。

